

いじめ防止基本方針(令和5年4月1日改訂)

1 いじめとは

・ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

・ いじめの基本認識

上記の定義を理解した上で、未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期対応に的確に取り組むことが必要である。いじめについて教職員が持つべき基本的な認識について以下のポイントをあげる。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こりうるものであり、行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもある。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではなく、いじめられる側にも問題があるという認識は捨てる。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多い。最近はインターネットを介したいじめが急増している。発見が難しいため、生徒のサインを見逃さない意識を持つ必要がある。
- ④ いじめは学校や家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止について

いじめは、すべての生徒が被害者にも加害者にもなる可能性があるため、全員を対象に未然防止の取り組みを行うことは最も合理的で有効な対策になる。そこで、以下の具体的対策を中心にいじめの未然防止を図る。

(1)いじめを生まない土壌づくりに取り組む

- ・ 教職員間や学校間で適切に情報を引き継ぎ、教育相談週間による面談を中心に生徒の家庭環境や学校での様子、友人関係などを把握する。
- ・ 教員の不適切な認識や言動、差別的な態度をなくし、いじめは許さないという言動をすべての教育活動において意識する。
- ・ すべての生徒が参加し、活躍できるような授業を展開したり、授業規律をきちんと守らせたりするなど授業の質を高める。

(2)自己有用感を高め、自尊感情を育むための教育活動を行う

- ・ 道徳や学活、総合的な学習の時間の時間などを利用して、友人関係や集団づくり、または社会性の育成を育むためにソーシャルスキルトレーニングを取り入れたり、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置したりして、生徒が自ら気づき学ぶ機会を提供する。
- ・ 生徒自身がいじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちのできることを主体的に考えて行動できるようになるため、生徒会活動を中心として人権集会を開くなど自主的活動を活性化させる。

3 早期発見について

- ・ いじめは大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいため、教員は生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、見逃さない認知能力を向上させることが求められる。早期発見のための手立ては以下の通りである。
- ・ 学級での小グループ内の人間関係を把握して、休み時間、給食や清掃の時間等に生徒の行動を観察する。また、生徒のささいな変化やトラブルについて話し合う機会を増やし、見落としや見過ごしを防ぐ。
- ・ 学級担任が中心となり、「生活記録ノート」(毎日の日記)を活用し、信頼関係を築く。
- ・ いじめ実態調査アンケートを定期的実施する。アンケートに合わせて定期的に教育相談週間を設置し、生徒全員を対象とした教育相談を実施するなど相談体制を整備する。ただし実施方法については、いじめられている生徒がいるという前提で、配慮する。
- ・ 教員間で情報の共有を図り、忌憚のない意見交換を行うことで教職員間の「温度差」を小さくする。全員で一致できるいじめについての見解と、実施できる取り組みを意見交換で明らかにしておく。

4 早期対応について

いじめの兆候を発見したときは問題を決して軽視せず、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行動し、以下のような流れによって組織的に対応する。

- ① 職員会等を通して、いじめ情報を把握する。
- ② 「いじめ対策委員会 調査班」を招集し、早急に正確な実態を把握する。
- ③ 実態に基づいて、「いじめ対策委員会 対応班」を招集し、対応を協議する。
- ④ 「いじめ対策委員会 緊急対応会議」を開き、指導体制・指導方針を決定する。
- ⑤ 保護者と連携し、被害生徒と加害生徒にそれぞれ適切な指導・支援を行う。
- ⑥ ↓ 継続的な指導や支援を行う。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

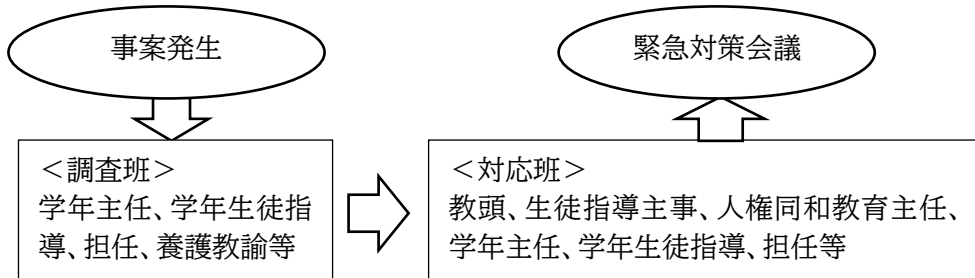
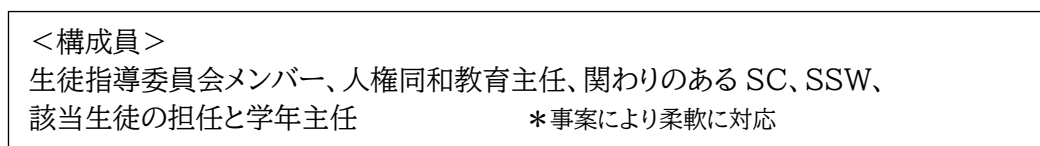
(1) 学校内の組織

・ 生徒指導委員会

(校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、各学年生徒指導、養護教諭、SSW、SC)

毎週1時間、時間割内に組み入れ、問題傾向を有する生徒や不登校傾向、相談室登校生徒の現状報告や指導状況について話し合いを行い、情報の共有化を図る。

・ いじめ対策委員会



(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

校内のいじめ対策委員会での協議の結果によっては、支援態勢を迅速に作るため、校長の指示により、必要に応じて協力機関や外部機関(PTA役員、警察署、子ども女性相談センター等)と連携をとって緊急ケース会を設ける。

6 学校評価について

いじめ防止への意識を高め、実態把握や適切に対処するために、以下の点を学校評価の項目に加え、取り組みを適切に評価する。

- ・ いじめを未然に防止するための取り組みに関すること。
- ・ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・ いじめが発生した場合の早期対応や適切な対処に関すること。